

広島県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和八年八月六日までの間、縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市本郷町字南中桝四三四七番二地先から 三原市本郷町字北中桝四六九八番一地先まで	旧	九・三〇〇・二 七・一〇		二五・五〇	
	新	二一・三〇〇 四〇・五〇		二五・五〇	拡幅